

## 第65回国民体育大会 ゆめ半島千葉国体激励会

9月25日から千葉県で開催された第65回国民体育大会に、南越前町から次の選手が出場しました。

9月24日、激励会が行われ、川野町長は「練習の成果を十二分に発揮し、悔いが残らないよう頑張ってください。また、8年後の2巡目福井国体への道筋をつくってください」と激励。大会に向けての意気込みや競技の内容、仕事と両立するうえで苦勞話などについて懇談しました。

### 出場選手【順不同】

剣道成年男子 西川 譲さん(荒 目)

相撲成年男子 桂 彰男さん(上牧合)

▲写真右から 桂さんご家族、西川さん



## 第53回福井県婦人体育祭 優勝！南越前町連合婦人会

南越前町連合婦人会が、9月26日に鯖江市総合体育館で開催された、第53回福井県婦人体育祭で見事優勝しました。

この大会は、県内各地の婦人会会員が集まり、健康の増進を図ることや友好の輪を広げることを目的に毎年行われ、南越前町連合婦人会からは会員35人が参加しました。

開会式後、ラジオ体操で体をほ

ぐし、全員参加のジャンケンゲームで盛り上がった後、競技開始。ボール送り競走、二人三脚&百足リレーなどチームワークが勝敗を分ける競技に汗を流しました。その結果、行われた競技全てで1位を獲得。優勝旗とトロフィーを受け取りました。



## 町内小・中学校通学区区域制度の弾力的運用

児童・生徒が就学する小・中学校は、町教育委員会で定めた通学区域に基づき就学学校を指定しています。

しかし、特別な事情があり、指定された小・中学校への就学が困難な場合、教育委員会へ申請すると、就学学校の変更が認められることがあります。就学学校の変更の許可事由は次のとおりです。

なお、申請時期は次の変更事由が発生する時で、内容により別に定める書類の提出を求める場合があります。

### 1、転居による場合

①現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき。

②近い将来、転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望するとき。

③住居の建て替え等により一時的に転居し、引き続き前学校に通学を希望するとき。

### 2、家庭環境による場合

①自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合で、その店舗等のある住所地の就学学校への通学を希望するとき。

②共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、児童・生徒がいったん親類、知人宅等に下校する場合で、その親類、知人宅等のある住所地の就学学校へ通学を希望するとき。

③共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地の

ある住所地の就学学校への通学を希望するとき。

### 3、教育的配慮による場合

児童・生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮する必要があると教育委員会が認めたととき。

### 4、その他

①健康上の理由により、学校を変更する方が望ましいことが医師の診断書で明らかとなるとき。

②兄および姉が通学している学校への入学を希望するとき。

③就学学校の変更により通学していた小学校を卒業した児童が、当該小学校の卒業生が通学する中学校への進学を希望するとき。

※通学については、保護者が責任をもって送迎することになります。

### 問合せ

教育委員会 ☎47-18005